

No. 4

令和8年第1回定例会

議案参考資料

令和8年2月2日

議案参考資料目次

| | | |
|---------|---|----|
| 議案第 1 号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 議案第 2 号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3 |
| 議案第 3 号 | 令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 令和 8 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 令和 8 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算 | 別冊 |

議案第1号参考資料

| | |
|---|---|
| 件 名 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 根拠法令等 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年埼玉県条例第49号) 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年埼玉県規則第102号) |
| 【趣旨】 埼玉県の「職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。）」の一部改正及び埼玉県の「会計年度任用職員の報酬等に関する規則」（平成31年埼玉県規則第32号。）の一部改正に倣い、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正するもの。 | |
| 【内容】 主な改正内容は次のとおりである。 別表第1 会計年度任用職員の職種区分に管理栄養士を加えるとともに、栄養士、管理栄養士、保健師及び看護師以外の職種に対して支払う報酬額の上限を引き上げる改正を行う。 | |
| 附則 別表第1の報酬額の上限についての改正を令和7年4月1日から適用させるとともに、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなすことを規定する。 | |
| 施 行 日 | 公布の日(報酬額上限に係る改正規定は令和7年4月1日から適用) |
| 【その他参考事項】 | |

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|-------------------|---|---|---|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 職種 | 月額 | 職種 | 月額 |
| 栄養士、 <u>管理栄養士</u> | 給与条例別表第四医療職給料表口医療職 給与表（二）に定める二級における最高 の号給の給料月額及びその給料月額に1 00分の25を乗じて得た額の合計額 | 給与条例別表第四医療職給料表口医療職 給与表（二）に定める二級における最高 の号給の給料月額及びその給料月額に1 00分の25を乗じて得た額の合計額 | 給与条例別表第一行政職給料表に定める 二級における最高の号給の給料月額及び その給料月額に100分の25を乗じて 得た額の合計額 |
| (略) | | (略) | |
| 前記以外の職 | 給与条例別表第一行政職給料表に定める 二級における最高の号給の給料月額及び その給料月額に100分の25を乗じて 得た額の合計額 | 前記以外の職 | 給与条例別表第一行政職給料表に定める 二級における最高の号給の給料月額及び その給料月額に100分の25を乗じて 得た額の合計額 |

議案第2号参考資料

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 根拠法令等 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) |

【趣旨】

令和8年度以降の保険料に関し、現在の保険料賦課額を「基礎賦課額」とし、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新設し、両賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の設定や賦課限度額の引き上げを行うとともに、被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

(1) 保険料の賦課額

令和8年度以降の保険料の賦課額は、基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

(2) 基礎賦課額に係る所得割率及び被保険者均等割額の変更

令和8年度及び令和9年度の所得割率は、0.0949とし、被保険者均等割額については、52,370円とする。

(3) 基礎賦課額に係る賦課限度額の変更

令和8年度以降の賦課限度額は、85万円とする。

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割率及び被保険者均等割額

令和8年度の所得割率は、0.0025とし、被保険者均等割額については、1,330円とする。

(5) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る賦課限度額

令和8年度以降の賦課限度額は、2万1,000円とする。

(6) 被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更

令和8年度以降の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を、5割軽減については30万5,000円から31万円に、2割軽減については56万円から57万円に引き上げる。

(7) 令和8年度及び令和9年度における保険料の減額の特例

条例第14条第1項第1号の規定により被保険者均等割額の7割が減額される被保険者の基礎賦課額に係る均等割額について、当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

| | |
|-------|----------|
| 施 行 日 | 令和8年4月1日 |
|-------|----------|

【その他参考事項】

一部改正条例で引用している高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令による改正後の規定は国の事情により未公布である。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(基礎賦課額の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の施行令第18条第1項第1号イの基礎賦課額（以下「基礎賦課額」といい、第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第10条まで及び第11条の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあらるものとした場合には、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）の合計額</p> <p>(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。</p> | <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額</p> <p>(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。</p> |

(3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の被保険者の所得の平均額の全ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条で定める方法により算定した所得の見込額を乗じて得た額とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条で定める方法により算定した所得係数の見込額を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

(新設)

(新設)

第4条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に對して課する施行令第18条第1項第1号口の子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」といい、第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条、第10条の2から第10条の6まで及び第11条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は次のとおりとする。

(新設)

(新設)

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

(新設)

(新設)

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う被保険者の所得の平均額を全ての広域連合が行う被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

(保険料の賦課客員)

第5条 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

(保険料の賦課額)

第5条 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保險者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定す

る被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額

4 第2項の基礎賦課額及び前項の子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(基礎試験の得割額の算定方法)

第6条 前条第2項の基礎賦課額の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに施行令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条及び第10条の2において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第8条及び第9条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の

(保険料の所得割額)

第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに施行令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第10条までの規定により当

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(新設)

新語

の事情に照らし、前第2項及び第4項、この条本文並びに次第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る基礎賦課額を算定するものとしたならば、基礎賦課額の限度額を上回ることが定める当該基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(基礎賦課額の被保険者均等割額の算定方法)

第7条 第5条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第4条第3号に規定する被保険者均等割額を施行規則第86条第2項で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の見込数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第8条 第5条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域運合の全区域にわたりて均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第9条 令和6年度及び令和7年度の基礎賦課額の所得割率は、0.0949とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第10条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.0949とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の算定方法)

第10条の2 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第10条の4及び第10

該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に定める当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第7条 第5条第1項の被保険者均等割額は、第4条第3号に規定する被保険者均等割額を施行規則第86条で定めた当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第8条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域運合の全区域にわたりて均一とする。

(所得割率)

第9条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、0.0903とする。

(被保険者均等割額)

第10条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、45,930円とする。

(新設)

(新設)

| | |
|---|-------------------------|
| <p>条の5において「所得割率」という。) を乗じて得た額とする。</p> <p>だし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条第3項及び第4項、この条本文並びに次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(1) 第4条の2第2号に規定する所得割総額</p> <p>(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるとこころにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の数があるときはその数を切り上げ、同項の所得割額に10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てる。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定方法)</p> <p>第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第4条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>2 前項の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)</p> <p>第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたり均一とする。</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)
第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0025とする。

(新設)
(新設)

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)
第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,330円とする。

(新設)
(新設)

(基礎賦課額の賦課限度額)
第11条 第5条第1項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

(保険料の賦課限度額)
第11条 第5条の賦課額は、80万円を超えることができない。

(新設)
(新設)

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)
第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

(新設)
(新設)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

(1) 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)における被保険者、その属する被保険者均等割額から次との各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(2) 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)における被保険者、その属する被保険者均等割額から次との各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)
第14条 所得の少ない被保険者に對して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。
(1) 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)における被保険者、その属する被保険者均等割額から次との各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。
(2) 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)における被保険者、その属する被保険者均等割額から次との各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

（2）当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

（2）当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

（3）当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の

（2）当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

（2）当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

（3）当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の

他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の
2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得
と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合
算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所
得者等の数が2以上の場合は、同号に定めた金額に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額
を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に5.7万円を乗
じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者
当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じ
て得た額

2・3 (略)

(普通徴収の保険料賦課の特例)

第20条 普通徴収の方法によつて保険料を徴収する場合に、第5条
第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦
課額の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定
しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場
合においては、その確定する日までの間ににおいて到来する市町村
(広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。)が定める納期に
おいて当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、
その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の
数で除して得た額(広域連合長が必要と認める場合は、広
域連合長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料とし
て賦課する。

2・3 (略)

(普通徴収の保険料賦課の特例)

他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の
2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得
と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合
算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所
得者等の数が2以上の場合は、同号に定めた数に10万円を乗じて得た金額
を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に5.6万円を乗
じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者
当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じ
て得た額

2・3 (略)

(普通徴収の保険料賦課の特例)

第20条 普通徴収の方法によつて保険料を徴収する場合に、保険料
の所得割額の算定の基礎として用いる基礎控除後の総所得金額が確定
しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場
合において、市町村(広域連合を組織する市町村をいいう。以下同じ。)が定める納期が到来するときは、当該市町村が徴収すべき保
険料に限り、被保険者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険
料に係る納期の数で除して得た額(広域連合長が必要と認める場合
においては、広域連合長が定める額とする。)をそれぞれの納期に
係る保険料として課する。

附 則

(令和8年度及び令和9年度における保険料の減額の特例)
第3条 広域連合長は、第14条第1項第1号の区分の被保険者に係
る令和8年度及び令和9年度の被保険者均等割額(第10条に規定
する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において
同じ。)について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に
100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

(新設)
第3条及び第4条 削除

第4条 削除

(新設)